

村山市農業委員会総会会議録（第8回）

1. 期日 令和7年8月15日（金） 午前10時00分～

2. 会場 全員協議会室（市役所3階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（17名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	—	—
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（1名）

17番	笹原 泉	—	—
—	—	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第40号 村山市農業振興地域整備計画の変更について

5. 報 告

報第21号 非農地証明願について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

（1）開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

毎日暑い日が続いており、農業者においては渇水に苦勞していることと思います。これから米の収穫に向かっていきますが、おいしい米が収穫できるよう願っております。本日の日本農業新聞に、半数近くの消費者が新米が 3,500 円以上でも買いたいと考えているという記事が出ておりました。消費者の期待に応えてよりおいしい米を作っていかなければならないと感じています。

それでは、第 8 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

15 番 齋藤 伊美子 委員、16 番 石山 公己 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第 37 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の 3 条の許可申請は 59 番から 62 番までの 4 件で、所有権の移転が 3 件、使用貸借権の設定が 1 件です。地目・面積は、田は 10,766 m²、畑が 3,561 m²です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 59 番から 62 番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(8 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、59 番から 62 番までの 4 件は原案のとおり可決決定することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、議第 37 号の 59 番から 62 番までの 4 件は原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

農地法第 5 条の許可申請は 33 番 34 番の 2 件で、地目、面積は田が 1,190 m²、畑が 401 m²です。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 33 番は、譲受人が「多目的レジャー用地、駐車場、雪置場」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人はキッチンカーやドッグランなどを備えた多くの方が集う憩いの場を設置します。農地区分は、300m 以内に鉄道の駅(袖崎駅)があることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

申請番号 34 番は、譲受人が「駐車場」を設置するため、所有権を移転するものです。譲受人が代表役員を務める宗教法人において執り行う葬儀等の行事の際に駐車スペースが狭いことから、新たに駐車場を設置し、宗教法人に貸し付けるものです。農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから「第 2 種農地」に該当しておりますが、立地基準については、住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上、必要な施設で集落に接続して設置する場合に該当し、立地基準を満たしております。(第 1 種要件)

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

いずれの案件についても、8 月 4 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、33番、34番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第38号は原案のとおり可決決定しました。

続きまして、議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、8月4日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、33番、34番の2件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第39号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第40号「村山農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(中里事務局長)

村山市長より村山農業振興地域整備計画の変更1件について意見を求められております。

変更内容は除外であり、地目は田875㎡、畑958㎡、合計1,833㎡で、大字本飯田地内において今後造成候補地として整備計画があるため、この度計画変更するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、村山農業振興地域整備計画の変更1件の案件を説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第40号は、原案の通り可決決定されました。

続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第21号について、事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第21号「非農地証明願について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

この度の非農地証明は10番から13番までの4件です。

10番、大字名取字境ノ目2168-3外2筆、大字富並字オキ子4591-1で、地目・面積は畑、3,979㎡です。平成7年豪雨により隣接する最上川の洪水より耕作できなくなり農地性が失われ原野化したものです。

11番、大字湯野沢字院内2679-1外1筆で、地目・面積は畑、971㎡です。20年以上前から耕作不便により耕作出来ず農地性が失われ原野化したものです。

12番、大字富並字大沢4089-8、地目・面積は田、319㎡です。20年以上前から耕作不便により耕作出来ず農地性が失われ原野化したものです。

13番、大字山の内字乳母森832外3筆、字松ノ下1524、地目・面積は田が1,572㎡、畑が638㎡です。20年以上前から耕作不便により耕作出来ず農地性が失われ原野化したものです。

いずれの案件も8月4日の現地調査で申請人立会のもと確認いたしました。

以上、報第21号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 37 号から議第 40 号までの 4 件、報告の報第 21 号の 1 件について終了します。

終了 午前 10 時 30 分